



基本計画

第1章 基本計画の策定にあたって

第1節 基本計画策定の目的

これからの村づくりの中で重要なことは、村民と行政がお互いを尊重しながらそれぞれの役割を担い、様々な施策や事業の実施と多面的な検証を協働で行っていくことです。

さらに、村づくりを進めるうえでは、村民の意志を大切にすると同時に、村民の意向を反映することが求められます。そのため村民には、村づくりの主役として地域に関わる課題や中城村の課題への理解を深め、主体的に行動する姿勢を持つことが望まれます。

一方、行政においては、専門性を高め、政策形成能力の向上、高度情報化への対応を図るほか、村民の理解と協力を得るため、村民に分かりやすい情報の提供と説明責任を果たす必要があります。また、中城村に住み、活動するすべての村民、企業、団体などと行政が一体となって、中城村が目指す将来の姿を共有し、村民とともに「協働によるむらづくり」を推進していくために、村民との信頼関係の確立を目指すとともに、村民の「自分の地域は自分の手で創る」という気持ちを高める努力をしていかなければなりません。

そこで、基本計画は、基本構想で掲げる村の将来像である『心豊かな暮らし～住みたい村、とよむ中城～』の実現に向けて、村民と行政が一体となって目指す目標を明示するとともに、目標を達成するための取り組みの方向を体系的に示し、行政経営の基本となる計画として、総合的に施策の展開を図ることを目的としています。

第2節 基本計画の構成

基本計画は、基本構想に掲げる将来像実現のための「施策の大綱」の9つそれぞれの「基本施策」、また、基本施策ごとに展開される「実施施策」によって構成されています。

なお、基本計画策定後、社会経済情勢の変化や村民ニーズの拡大に対しては、本基本計画に掲載されていない基本施策や実施施策についても新たに対応できるように修正するものとします。

第2章 土地利用の計画

(1) 土地利用の基本方針

村土の利用計画は、村土が次世代へ継承すべき資源であり、生活及び生産を営む諸活動の基盤であるという基本認識のもとに策定します。そして、本村の自然環境や社会経済的及び文化的諸条件等の地域特性や動向をふまえ、村づくりの将来像である「心豊かな暮らし～住みたい村、とよむ中城～」の実現にむけて、充実した生活の諸機能を発揮するための村土利用の発展をめざし、次のような村土利用の基本方針を設定します。

1) 中城村の地勢に留意した土地利用の配置

地域区分別に以下の方針を土地利用の基本とします。

平坦地域

- 田園居住を促進する居住環境整備
- 農用地の高度利用の促進、農業関連施設の整備
- 商工業用地等の適正配置・誘導
- 公共施設等の中心的機能の整備拡充と適正配置

斜面地域

- 防災等の村土保全、環境浄化や自然景観創出等の自然機能の保全強化
- 墓地の適正配置と景観的側面からみた土地利用規制
- 環境特性を活かした公園・レクリエーション機能等の整備
- 土地需要の動向を踏まえた適切な農用地の活用
- 森林等の自然環境保全

台地地域

- 森林等の自然環境保全
- 居住ニーズに応じた新たな居住環境整備
- 公園・レクリエーション・スポーツ機能等の整備
- 地域開発の動向に対応した都市施設等の適正配置

沿岸地域

- 公園・レクリエーション機能の拡充
- 海浜の優れた自然環境を活かした、漁業、観光等の振興拠点の創出
- 産業振興のための整備拡充
- 国道 329 号バイパス等の導入の検討

2) 秩序ある土地利用の実現と良好な市街地環境の実現

土地改良事業の導入された大部分の農用地については、現況の土地利用保全を基本とします。新たな土地利用の導入も含め、農業系土地利用、住宅系土地利用、商業系土地利用、工業系土地利用等異なる土地利用の調和のとれた配置を実現していくとともに、地域の生活拠点形成のため、地区施設等の適切な配置や地域間連携が密接に行えるきめ細やかな土地利用誘導を図ります。また、既存の集落地周辺居住用地での安全で防災性の高い住環境を形成していきます。

3) 自然環境の保全と共生

本村の大部分を占める農地や森林、海岸線などの自然環境は、中城村民のみに留まらず、県中部地域における都市居住者にとっての貴重な共有資源です。近年においては、地域の資源を活かした個性的で魅力あるまちづくりが一層求められる時代となっており、自然景観や広大な田園風景などの本村の魅力の維持・向上に努め、これらを最大限に活かすことができるむらづくりを進めます。

さらに、災害の発生防止や温暖化の防止など潜在的な機能や将来にわたる食糧供給の基盤としての重要な機能を有することから、人と自然が共生しながら自然環境を保全していくためのむらづくりを進めます。

4) 将来都市構造を踏まえた土地利用の配置

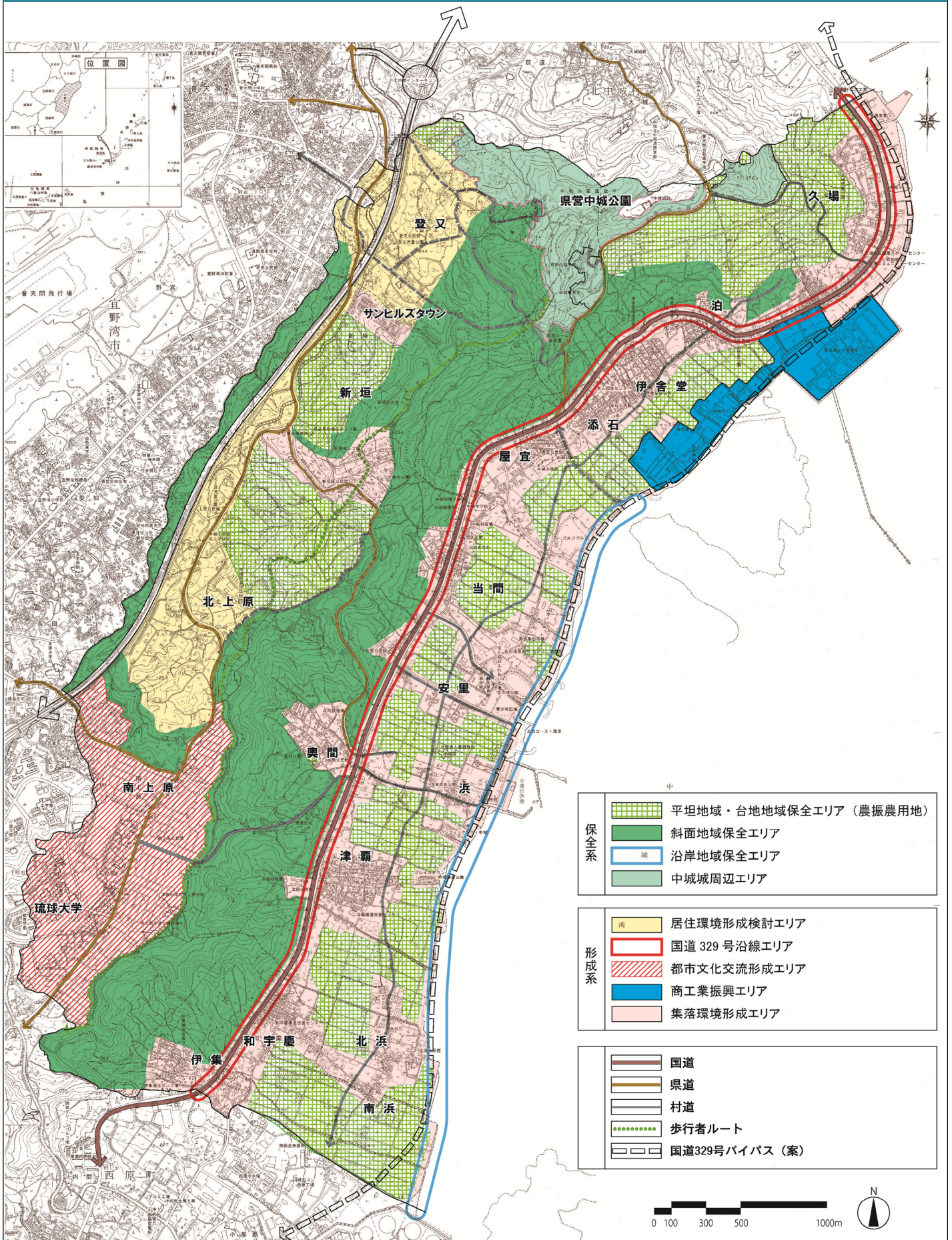
県全域および近隣市町村を含む動向に即した都市構造上の位置づけと整合した土地利用の配置を行います。また、斜面緑地を境に二分化された平坦地域・台地地域ごとに村民の生活に対応する商業地や住宅地を配置します。

5) 地区計画の策定

沖縄電力吉の浦発電所の周辺地域においては、発電所の立地を契機とした、良好な居住環境を備えた生活拠点及び地域産業拠点を形成するため、今後も継続的な市街化区域への編入を図っていきます。

一方、市街化調整区域についても、都市計画マスタープランなどとの整合の中で、地区計画を定め、良好な都市環境の確保や都市機能の更新、居住環境確保等について地域の特性を活かした総合的な整備を検討していきます。

中城の魅力を高める村土利用



（２）４つの拠点を生かした村づくり

第三次総合計画で位置づけられた４つの拠点を生かした村づくりを、継続的に推進していきます。

１）歴史文化ふれあい拠点（県営中城公園周辺）

世界遺産に登録された中城城跡を中心に、広域的な利用を促す県営中城公園の整備に並行して、村の歴史と文化の拠点形成を進めます。

２）豊かな暮らしサービス拠点（中央地区）

吉の浦会館や吉の浦公園を含む村民のふれあいの場としての立地や公共・公益施設の機能の適正化を含め、村民生活の利便性を高め、村のタウンセンターとしての拠点形成を進めます。

３）都市文化交流拠点（南上原土地地区画整理事業地区）

琉球大学周辺における新しいまちづくりを継続し、学園都市のイメージを生かすとともに大学機能の活用を図り、住環境と文化交流の拠点形成を進めます。

４）商工業振興拠点（電力施設周辺地区）

電力施設の立地に伴う周辺の商工業及び居住環境を整備し、商工業振興の拠点形成を図るとともに、エココーストを含む海岸部の整備によって沿岸地域のネットワーク化を図ります。

4つの拠点を生かした村づくり

